

【2023年5月24日発行】

■ 人事労務マガジン／特集第209号 ■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 Twitter>

- 手順1 Twitter アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 「個別労働紛争解決研修」を開催します
～企業内での個別労働紛争の予防、適切な対処ができる人材の育成にお役立てください～
2. 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です
誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～外国人雇用はルールを守って適正に～
3. 「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？
4. 「電子申請未利用事業場アドバイザー事業」のご案内
～労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で～
5. 6月29・30日「労働契約等解説セミナー2023」をオンライン開催
～無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説～
6. 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施中
～学生アルバイトなどのトラブル防止にご協力をお願いします～【再掲】

【トピック1】「個別労働紛争解決研修」を開催します

～企業内での個別労働紛争の予防、適切な対処ができる人材の育成にお役立てください～

厚生労働省は、個別労働紛争を未然に防ぎ、発生した紛争を早期に、適切に対処することができる人材の育成を目的に、「個別労働紛争解決研修」を、会場・オンラインで開催します。

近年、企業内では解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、雇い止めなどの個別労働紛争が増加しています。こうした中、個別労働紛争を予防し、発生した紛争に適切に対応し、労働者が安心して働ける職場環境を整備することが、経営の重要課題の1つとなっています。

この研修は、「基礎研修」、「応用研修」から構成されており、「基本的な法知識」と「問題解決能力」を学ぶことができます。講師は、労働問題に深い知見を持つ労働法学者、労働事件に精通した労使各側の弁護士が担当しており、研修内容の高さから労働審判員になられる方の必須研修としても位置付けられています。使用するカリキュラム・テキストは、連合、経団連等の労使団体、労働法学者、労使各側の弁護士協力の下で中立的な観点で作成されています。

企業の人事労務担当者、社会保険労務士、労働組合関係者など、企業や労働組合で労働紛争の解決に携わる方の受講をお待ちしています。

【内容】

- 基礎研修：個別労働紛争の発生を予防するために必要な、基本的知識・能力を学びます。
- 応用研修：基礎研修修了者を対象とした研修です。複雑な労働問題に対処するためのスキルを磨きます。受講者間のディスカッションを中心に講義が進められます。

【開催日程】（時間は各回 9:20～18:00）

※下記の各開催日前1か月間はオンデマンド配信の動画視聴による事前学習期間となります。

■基礎研修

ライブ配信：7/25（火）、8/22（火）、9/4（月）、10/6（金）、10/18（水）、11/2（木）、11/30（木）、12/13（水）、2024/1/27（土）

会場開催（東京都千代田区）：8/2（水）、11/14（火）、2024/1/10（水）

会場開催（大阪市内）：9/26（火）

■応用研修

ライブ配信：9/29（金）、10/14（土）、11/8（水）、12/6（水）、2024/1/16（火）

会場開催（東京都千代田区）：10/26（木）、12/18（月）、2024/2/1（木）

会場開催（大阪市内）：11/24（金）

【概要】

■受講方法：オンライン・会場（研修回によって異なる。選択可能）

■定員：基礎研修 60 名/回、応用研修 36 名/回

■受講料：基礎研修 27,500 円（税込）

応用研修 20,350 円（一定の要件を満たす場合 17,050 円）（税込）

【お申し込みなど詳細】

<https://www.zenkiren.com/jutaku/kensyu.html>

【お問い合わせ】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（全基連）研修事業本部

※厚生労働省委託事業

電話：03-3518-9103

E-mail: kensyu@zenkiren.com

URL: <http://www.zenkiren.com/>

【トピック 2】6 月は「外国人労働者問題啓発月間」です

誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、毎年 6 月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、事業主をはじめ広く国民の皆さまに、外国人労働者問題の啓発活動を行っています。

今年度の標語は「誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～外国人雇用はルールを守って適正に～」です。外国人を雇っている事業主の皆さま、守るべき雇用ルールについて、いま一度チェックをお願いします。

【外国人を雇用する上でのルール（指針）など詳細】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603552.pdf>

【トピック3】「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？

「医師の働き方改革」を推進するためには、今後医師となる医学生が「医師の働き方改革」の趣旨・目的や労働関係法令の知識等を理解していることが重要です。

そこで厚生労働省では、医学生向けに「医師の働き方改革」等に関する講義を行う医学部に
対し、講義実施に向けた支援をしており、ご要望に応じて医師、弁護士等の講師派遣などを
無料で行っています。

医学生の皆さんが医師の働き方について知るきっかけづくりとして、講義の実施をご検討
ください。

※昨年度（令和4年度）は10大学（11回講義実施）にご利用いただいています。

【概要】

■支援内容

(1) 全般的な支援

講義内容の企画立案から、講師派遣、各種の事前準備、講義当日の運営等まで、ご希望に合
わせて総合的にサポート

(2) 講師の派遣

大学で企画した講義テーマに合わせて、働き方改革に知見のある専門家（医師や弁護士）を
講師として派遣

(3) 講義動画の提供

大学で企画した講義テーマに合わせて、講師による講義の動画を提供

(4) 資料の提供

大学で講義を実施するための資料を提供

■料金：全て無料

【お問い合わせ・お申し込み】

■ランゲート株式会社（委託先）

以下の専用サイトからお申し込みください。

お問い合わせについても、以下ウェブサイトからご連絡をお願いします。

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/index.html>

【トピック 4】「電子申請未利用事業場アドバイザー事業」のご案内

～労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で～

厚生労働省では、事業主の方が提出する労働保険関係の各種届出等について、電子申請の利用を促進しています。

事業主や担当者の皆さまからの「電子申請をしたいが、初期設定の方法が分からないので教えてほしい」というご要望を受けて、電子申請の開始に必要な初期設定をサポートする事業を実施しています。

アドバイザーによる個別サポート（オンライン・訪問）、セミナーへの参加、チャットによる質問などのメニューを用意しています。いずれも料金はかかりません。

【お申し込み・詳細】

電子申請未利用事業場アドバイザー事業 ※厚生労働省委託事業

<https://denshi-shinsei.jp>

【電子申請に関する情報】

労働保険関係手続の電子申請について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei.html

【トピック 5】6月29・30日「労働契約等解説セミナー2023」をオンライン開催

～労働契約の基本から、無期転換ルール、副業・兼業ガイドラインまで解説～

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど、どなたでもご参加いただけます。セミナー終了後は、個別相談会も開催します。

【事前申し込み制・参加無料】

【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

【オンライン開催】

開催日：6月29日（木）、30日（金）

開催時間：セミナー 13:30～15:40 個別相談会 15:50～16:50

【詳細・お申し込み】

申し込み締切日などの詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

電話：075-741-7862

【再掲】

【トピック6】「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施中
～学生アルバイトなどのトラブル防止にご協力をお願いします～

厚生労働省では、4月から、全国の大学生などを対象に、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施中です。

キャンペーン期間中、労働局では、リーフレットの配布や大学での出張相談の実施など、学生への周知啓発の取組を行っています。一方で、学生アルバイトをめぐるトラブルの防止には、アルバイトを雇う事業主・企業の担当者の皆さまのご理解とご協力が欠かせません。ぜひこの機会に、アルバイトの労働条件についてご確認をお願いします。

【キャンペーン概要】

■実施期間：2023(令和5)年4月1日～7月31日

■特にチェックいただきたい事項

(1) 書面で労働条件を示していますか？

- (2) 勤務シフトは適切ですか？また、学業と両立できるよう配慮していますか？
- (3) 労働時間を適正に把握していますか？
- (4) 商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- (5) 遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

■厚生労働省の主な取り組み内容

- (1) 都道府県労働局による大学などへの出張相談の実施
- (2) 大学などでのリーフレットの配布などによる周知・啓発
- (3) 都道府県労働局や労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

【詳細はこちら】

令和5年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32043.html

厚生労働省ポータルサイト「確かめよう労働条件」

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/torikumi/>

=====

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

●編集：厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====